

(参考様式第9号の2)

R8 年度支援業務に係る事業計画

R8 年 4 月 1 日から R9 年 3 月 31 日まで

(法人の名称) 株式会社あんしんサポート

1 事業実施の方針

新しくスマートメーターを使用した見守りサービスを開始し、住宅確保用配慮者も管理会社もどちらも安心してお部屋を借りれる・貸せる環境が整ってきた。高齢者の方がお部屋を借りやすくなるよう、よりサービスを普及させていく。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務					
法第62条第二号に掲げる業務					
法第62条第三号に掲げる業務	①定期的な電話による安否確認 月額利用料1,500~2,000円 (ご利用プランにより変動します。) ②24時間相談窓口開設	支援対象者居宅(福岡県内)	8人	高齢者・高齢者・身体障害者・知的障害者など1200名	14,410
法第62条第四号に掲げる業務					

法第 62 条 第五号に掲げる業務					
法第 62 条 第六号に掲げる業務	① 物件紹介や情報提供を行うポータルサイトの運営	サイト内	1 人	サイト閲覧者	50

<p>連携内容①</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>・要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安定した居住の確保を図るため、自治体の住宅部局や福祉部局との情報共有に努めている。</p> <p>また、必要に応じて生活支援制度や福祉施策に関する情報提供を受けるなど、関係機関との連携体制の構築に取り組んでいる。</p>
<p>連携内容②</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>・各地域の不動産会社と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居相談、物件紹介を行うとともに、入居後の見守りサービスを提供することで、安定した居住継続の支援体制を構築している。</p>
<p>人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<p>・要配慮者への適切な支援を行うため、支援業務に関する情報共有を行い、関係機関の研修等への参加を通じて職員の資質向上に努めている。</p>

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載

- する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。